

令和5年度茨城県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること等から、知事は、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援するため必要な経費等について、令和5年度予算の範囲内において、介護サービス事業所等を運営する事業者に対し、茨城県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(交付対象施設)

第2条 補助金の交付の対象となる介護サービス事業所等は、茨城県内に所在する別表1の介護サービス事業所等とする。

(補助事業、対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業（以下「補助事業」という。）は、「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」（令和5年3月28日老発0328第3号、最終改正令和5年12月25日老発1225第1号）の別紙「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づく、緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下、「対象経費」という）は、令和5年5月7日までは別表2-1に定めるとおり、令和5年5月8日以降は別表2-2に定めるとおりとし、補助基準単価は、別表5に定めるとおりとする。なお、別表5に定める補助基準単価は年度単位で適用する。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額の算定に当たっては、別表5に定める対象事業所・施設ごとに、補助基準単価と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に千円未満の端数が

生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付方法)

第5条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が必要と認めるときは概算払により交付することができる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の申請をしようとする者は交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 概算払での申請を行う者は、交付申請書（様式第2号）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、第6条第1項による申請があった場合には、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付を決定するとともに補助金額を確定し、その決定の内容を補助金交付決定通知書及び額の確定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

2 知事は、第6条第2項による申請があった場合には、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付を決定するものとし、その決定の内容を補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定がなされた場合において、事業者に対し、次の条件が付されるものとする。

1 補助事業の内容の変更（知事が認める軽微な変更を除く。）又は補助事業に要する経費の種目間における経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。）をする場合は、事業変更承認申請書（様式第5号）を知事に提出して承認を受けなければならない。

2 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を知事に提出して承認を受けなければならない。また、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

3 補助事業に係る関係書類の保存については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理しつつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前

記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- 4 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- 5 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させことがある。
- 6 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- 7 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び消費税額控除報告書（様式第7号）により、速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。また、この助成金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。
- 8 補助事業を行う者が1から7までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させことがある。

（補助金の交付）

第9条 知事は、第7条第1項で決定した額を精算払により、同条第2項で決定した額を概算払により交付する。

（実績報告）

第10条 第7条第2項による補助金交付の決定を受けた者は、補助事業の完了の日（補助事業を中止し、又は廃止した場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和6年3月31日のいずれか早い期日までに実績報告書（様式第8号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定

の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、確定通知書（様式第9号）により補助対象事業者に通知する。

（補助金の返還）

第12条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還を命ずる。

附 則

- 1 この要項は、令和5年8月31日から施行する。
- 2 この要項は、令和5年10月1日から施行する。
- 3 この要項は、令和6年2月20日から施行し、令和5年8月31日から適用する。

(別表1)

令和5年度茨城県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金の補助対象となる介護サービス事業所等

1 介護施設等	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅
2 訪問系サービス事業所	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る）並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所（別表2 ア（ア）の事業を除く）及び居宅療養管理指導事業所
3 短期入所系サービス事業所	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る）並びに認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る）
4 通所系サービス事業所	通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）
5 高齢者施設等	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

(別表2－1) 【令和5年5月7日まで】

令和5年度茨城県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助対象経費

以下の介護サービス事業所・施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費とする。(ただし、介護報酬及び他の補助金等で措置されるものを除く。)

ア 対象となる事業所・施設等

- (ア) 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等(休業要請を受けた事業所・施設等を含む)
- ①利用者又は職員に感染者が発生した別表1に定める介護サービス事業所・施設等(職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む)
 - ②濃厚接触者に対応した別表1に定める訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等
 - ③都道府県、保健所を設置する市又は特別区から休業要請を受けた別表1に定める通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所
 - ④感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した別表1に定める介護施設等(①、②の場合を除く)
 - ⑤施設内療養を行った別表1に定める高齢者施設 等
- (イ) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する別表1に定める通所系サービス事業所
- (ア) ①、③以外の通所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る)を除く)であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所(通常形態での通所サービス提供が困難であり、感染の未然に代替措置を取った場合(近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合(感染者が一定数継続して発生している状況等)に限る))
- (ウ) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(以下のいずれかに該当)の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う別表1に定める事業所・施設等
- ・(ア) ①又は③に該当する介護サービス事業所・施設等
 - ・感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した別表1に定める介護サービス事業所

イ 対象経費

令和5年4月1日以降に終息した新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用（令和5年5月7日までの費用に限る）とする。

(ア) a. ア (ア) ①から③に該当する事業所・施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

①職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当（令和5年10月1日以降に支給された当該割増賃金・手当のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日あたり4千円を補助上限とし、1月あたり2万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月あたり2万円を補助上限の限度額とする。以下同じ。）、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別表3－1のとおり。（介護施設等に限る））

②通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

③介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用

④感染性廃棄物の処理費用

⑤感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用

⑥通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）

※なお、②、⑥については、代替サービス提供期間の分に限る。

b. ア (ア) ④に該当する介護施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

一定の要件に該当する自費検査費用（別表3－1のとおり。（介護施設等に限る））

c. ア (ア) ⑤に該当する高齢者施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

感染対策等を行った上で施設内療養に要する費用（別表4－1のとおり。（高齢者施設等に限る））

(イ) ア (イ) に該当する事業所

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

⑦通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

⑧通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）

※なお、⑦、⑧については、代替サービス提供期間の分に限る。

(ウ) ア (ウ) に該当する事業所・施設等

【連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用】

- ・感染が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う 介護人材確保
- ・感染が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣
のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費

(別表3－1) 【令和5年5月7日まで】

本交付要項別表2－1の対象経費に記載する経費のうち、「一定の要件に該当する自費検査費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 助成対象

高齢者は、症状が重症化しやすい者が多く、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きいため、行政検査により、感染者が多数発覚している地域やクラスターが発生している地域において、特に高齢者施設（施設系・居住系）については、感染者が一人も発生していない施設であっても、職員・入所者全員を対象に、いわば一斉・定期的な検査を実施することとされていることを踏まえて、以下の介護施設等を対象とする。

(対象施設等)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

2 助成の内容及び要件

以下の要件に該当する自費での検査費用を助成対象とする。

1 の対象施設等において、

- ・濃厚接触者と同居する職員
- ・発熱等の症状（※）を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員
- ・面会後に面会に来た家族が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所者などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、以下の①及び②の要件に該当する場合とする。

※「症状」とは、新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などの症状を指す。

①近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合、又は感染拡大地域における施設等であること

②保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、施設等の判断で実施した自費検査であること。

※なお、②については、自費検査を行った施設等において行政検査の対象とならなかった経緯を記載した理由書を作成し本事業の申請書と併せて知事に提出

すること。（知事は必要に応じて保健所等に確認を行う。）

※なお、感染者が確認された場合には、その後の検査は行政検査で行われることから、本事業の対象とはならない。

3 助成の上限額

一人1回あたりの補助上限額は2万円を限度とする。（ただし、別表5の補助単価の範囲内）

4 その他

職員や利用者の個別の状況、事情にかかわらず、事業者の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。

(別表4－1) 【令和5年5月7日まで】

本交付要項別表2－1の対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 助成対象

- 高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症に利用者が罹患した場合に、
 - ・病床ひつ迫等により、やむを得ず施設内療養することとなり、
 - ・保健所の指示等に基づき、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等を対象とする。

(対象事業所・施設)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

2 助成の内容及び要件

【助成の内容】

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ② ザーニング（区域をわける）の実施
- ③ コホーティング（隔離）の実施
- ④ 担当職員を分ける等の勤務調整
- ⑤ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- ⑥ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認

等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

【助成の要件】

1 の対象事業所・施設であって、以下の(1)及び(2)の要件に該当する場合とする。

(1) 保健所に入所者の入院を依頼したが、病床ひつ迫等により、保健所等から入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養することとなった高齢者施設等であること。

(2) 保健所の指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引き(厚生労働省作成)を参考に、①～⑥を実施した高齢者施設等であること。

※なお、(1)及び(2)については、参考のチェックリストに記載し、本事業の申

請書と併せて知事に提出すること。(知事は必要に応じて保健所等に確認を行う。)

【追加補助】

上記①～⑥に加え、以下の⑦を満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

⑦ 小規模施設等（定員 29 人以下）にあっては施設内療養者※が同一日に 2 人以上、大規模施設等（定員 30 人以上）にあっては施設内療養者※が同一日に 5 人以上いること。

※別表 4－1 でいう「施設内療養者」は、発症日から起算して 10 日以内の者（発症日を含めて 10 日間）とする。ただし、発症日から 10 日間経過しても、症状軽快*後 72 時間経過していないために、基本となる療養解除基準（発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快*後 72 時間経過）を満たさない者については、当該基準を満たす日まで「施設内療養者」であるものとする（ただし、発症日から起算して 15 日目までを上限とする）。なおいずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。

*無症状患者（無症状病原体保有者）について、陽性確定に係る当該検体採取日から起算して 7 日以内の者（当該検体採取日を含めて 7 日間）を「施設内療養者」とする。

*「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

3 助成の上限額

施設内療養者一人あたり一日 1 万円を補助する（一人あたり最大 15 万円を補助。）。また、2 の⑦の要件を満たす場合は、施設内療養者一人あたり一日 1 万円を追加補助する（一人あたり最大 15 万円を追加補助。）。

なお、補助額は別表 5 の補助基準単価の範囲外とし、別表 6 の施設内療養費基準単価の範囲内とする。ただし、令和 5 年 3 月 31 日までに生じた助成額については、令和 4 年度に適用する補助基準単価の範囲内とする。

また、追加補助については、小規模施設等は 1 施設あたり 200 万円、大規模施設等は 1 施設あたり 500 万円を限度額とする。

4 その他

本助成は、別表 2 の「イ 対象経費」の「(ア) a. ア (ア) ①から③に該当する事業所・施設等」への対象経費とあわせての助成が可能である。

(別表2－2) 【令和5年5月8日以降】

令和5年度茨城県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助対象経費

以下の介護サービス事業所・施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費とする。(ただし、介護報酬及び他の補助金等で措置されるものを除く。)

ア 対象となる事業所・施設等

(ア) 新型コロナウイルス感染者が発生又は感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る。以下同じ)に対応した介護サービス事業所・施設等

①利用者又は職員に感染者が発生した別表1に定める介護サービス事業所・施設等(職員に複数の感染者と接触があった者が発生し、職員が不足した場合を含む)

②感染者と接触があった者に対応した別表1に定める訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等

③感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した別表1に定める介護施設等(①、②の場合を除く)

④施設内療養を行った別表1に定める高齢者施設 等

(イ) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する別表1に定める通所系サービス事業所

(ア) ①以外の通所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る)を除く)であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所(通常形態での通所サービス提供が困難であり、感染の未然に代替措置を取った場合(近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合(感染者が一定数継続して発生している状況等)に限る))

(ウ) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(以下のいずれかに該当)の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う別表1に定める事業所・施設等

・(ア) ①に該当する介護サービス事業所・施設等

・感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した別表1に定める介護サービス事業所

イ 対象経費

令和5年4月1日以降に終息した新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用（令和6年3月31日までの費用に限る）とする。

(ア) a. ア (ア) ①及び②に該当する事業所・施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

①職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別表3－2のとおり。（介護施設等に限る））

②通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

③介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用

④感染性廃棄物の処理費用

⑤感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用

⑥通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）

※なお、②、⑥については、代替サービス提供期間の分に限る。

b. ア (ア) ③に該当する介護施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

一定の要件に該当する自費検査費用（別表3－2のとおり。（介護施設等に限る））

c. ア (ア) ④に該当する高齢者施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

感染対策等を行った上で施設内療養に要する費用（別表4－2のとおり。（高齢者施設等に限る））

(イ) ア (イ) に該当する事業所

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

⑦通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

⑧通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）

※なお、⑦、⑧については、代替サービス提供期間の分に限る。

(ウ) ア (ウ) に該当する事業所・施設等

【連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用】

- ・感染が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う 介護人材確保
- ・感染が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣
のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費

(別表3－2) 【令和5年5月8日以降】

本交付要項別表2－2の対象経費に記載する経費のうち、「一定の要件に該当する自費検査費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 助成対象

高齢者は、症状が重症化しやすい者が多く、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きいため、重症化リスクが高い者が多く入所する高齢者施設における陽性者が発生した場合の周囲の者への検査や従事者への集中的検査を地方自治体が実施する場合には行政検査として取り扱うこととされていることを踏まえて、以下の介護施設等を対象とする。

(対象施設等)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

2 助成の内容及び要件

以下の要件に該当する自費での検査費用を助成対象とする。

1 の対象施設等が、近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合、又は感染拡大地域において、

- ・感染者と同居する職員
 - ・面会後に面会に来た家族が感染者であることが判明した入所者
- などの者に対して施設等として感染疑いがあると判断し、個別に検査を実施する場合とする。

※なお、感染者が確認された場合には、その後の検査は、保健所等に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に限る。

3 助成の上限額

一人1回あたりの補助上限額は2万円を限度とする。（ただし、別表5の補助単価の範囲内）

4 その他

職員や利用者の個別の状況、事情にかかわらず、事業者の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。

(別表4－2) 【令和5年5月8日以降】

本交付要項別表2－2の対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 助成対象

- 利用者が新型コロナウイルス感染症に罹患して施設内療養することとなり、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等を対象とする。

(対象事業所・施設)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

2 助成の内容及び要件

【助成の内容】

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ② ゾーニング（区域をわける）の実施
- ③ コホーティング（隔離）の実施
- ④ 担当職員を分ける等の勤務調整
- ⑤ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- ⑥ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認

等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

【助成の要件】

1の対象事業所・施設であって、以下の(1)から(5)の要件に該当する場合とする。

(1) 施設内療養することとなった高齢者施設等であること。

(2) 施設内療養時の対応の手引き（厚生労働省作成）を参考に、①～⑥を実施した高齢者施設等であること。

※なお、(1)及び(2)については、参考のチェックリストに記載し、本事業の申請書と併せて知事に提出すること。（知事は必要に応じて保健所等に確認を行う。）

(3) 利用者に新型コロナウイルス感染者が発生した際に、主に以下の対応を行う医療機関を確保している高齢者施設等であること（自施設の医師が対応を行う場合も含

む）。

- ・施設からの電話等による相談への対応
- ・施設への往診（オンライン診療を含む）
- ・入院の要否の判断や入院調整

（4）感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施している高齢者施設等であること。

（5）希望する利用者へのオミクロン株対応ワクチンの接種を実施している高齢者施設等であること。

※（3）から（5）については、「新型コロナウイルス感染者の施設内療養に要する費用の補助要件に係る調査について（依頼）」（令和5年4月10日付け長福第24号）で実施した調査によりすべての要件を満たすことが確認された高齢者施設等に限る。

ただし、令和5年度に新たに指定等された高齢者施設等であり、当該調査に回答できなかった場合は、指定等の日から60日が経過する日、又は、助成対象事由の発生日（当該施設の最初の施設内療養者の発生日）のいずれか早い日までの間に要件を満たしていることを、チェックリストの提出により確認するものとする。

【追加補助】

上記①～⑥に加え、以下の⑦を満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

⑦ 施設内療養者※が定員規模に応じて以下の人数を満たすこと。

	令和5年5月8日から 9月30日まで	令和5年10月1日 以降
小規模施設等 (定員29人以下)	同一日に2人以上	同一日に4人以上
大規模施設等 (定員30人以上)	同一日に5人以上	同一日に10人以上

※別表4－2でいう「施設内療養者」は、発症日から起算して10日以内の者（発症日を含めて10日間）とする。ただし、発症日から10日間を経過していないくとも、発症後5日を経過し、かつ、症状軽快^{*1}から24時間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて上記①～⑥の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで^{*2}「施設内療養者」であるものとする。また、発症日から10日間経過し、かつ症状軽快から72時間経過していない者であつて、高齢者施設等において療養が必要であると判断された者については、当該療養を行った日まで^{*2}「施設内療養者」であるものとする（ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする）。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症

日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。

- * 無症状患者（無症状病原体保有者）について、陽性確定に係る当該検体採取日から起算して7日以内の者（当該検体採取日を含めて7日間）を「施設内療養者」とする。ただし、発症日から7日間を経過していないなくても、発症日から5日間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて上記①～⑥の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで「施設内療養者」であるものとする。
- * 1 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。
- * 2 療養期間中であっても、上記①～⑥の措置が行われていない期間が存在した場合、当該期間は補助の対象外とする。

3 助成の上限額

施設内療養者一人あたり以下の金額を補助する。

	令和5年5月8日 から9月30日まで	令和5年10月1日 以降
2の①から⑥を満たす場合の 補助	1日1万円 (最大15万円)	1日5千円 (最大7万5千円)
上記に加えて2の⑦の要件を 満たす場合の追加補助	1日1万円 (最大15万円)	1日5千円 (最大7万5千円)

なお、補助額は別表5の補助基準単価の範囲外とし、別表6の施設内療養費基準単価の範囲内とする。

また、追加補助については、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を限度額とする。

4 その他

本助成は、別表2の「イ 対象経費」の「(ア) a. ア (ア) ①から③に該当する事業所・施設等」への対象経費とあわせての助成が可能である。

(別表5) 補助基準単価

(単位:千円)

対象事業所・種別			対象区分		
			(ア)	(イ)	(ウ)
通所系	1	通所介護事業所	通常規模型	537 /事業所	537 /事業所
	2		大規模型(Ⅰ)	684 /事業所	684 /事業所
	3		大規模型(Ⅱ)	889 /事業所	889 /事業所
	4	地域密着型通所介護事業所 (療養通所介護事業所を含む)		231 /事業所	231 /事業所
	5	認知症対応型通所介護事業所		226 /事業所	226 /事業所
	6	通所リハビリテーション事業所	通常規模型	564 /事業所	564 /事業所
	7		大規模型(Ⅰ)	710 /事業所	710 /事業所
	8		大規模型(Ⅱ)	1,133 /事業所	1,133 /事業所
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所(空床型を除く)、 短期入所療養介護事業所(空床型を除く)		27 /定員	-
訪問系	10	訪問介護事業所		320 /事業所	-
	11	訪問入浴介護事業所		339 /事業所	-
	12	訪問看護事業所		311 /事業所	-
	13	訪問リハビリテーション事業所		137 /事業所	-
	14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		508 /事業所	-
	15	夜間対応型訪問介護事業所		204 /事業所	-
	16	居宅介護支援事業所		148 /事業所	-
	17	福祉用具貸与事業所		-	-
	18	居宅療養管理指導事業所		33 /事業所	-
多機能型	19	小規模多機能型居宅介護事業所		475 /事業所	-
	20	看護小規模多機能型居宅介護事業所		638 /事業所	-
入所施設・居住系	21	介護老人福祉施設		38 /定員	-
	22	地域密着型介護老人福祉施設		40 /定員	-
	23	介護老人保健施設		38 /定員	-
	24	介護医療院		48 /定員	-
	25	介護療養型医療施設		43 /定員	-
	26	認知症対応型共同生活介護事業所		36 /定員	-
	27	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)		37 /定員	-
	28	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)		35 /定員	-

※空床型の短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所については、本体施設の基準単価の範囲内で申請するものとする。

※特別な事情により基準単価を超える必要がある場合については、個別協議を実施し、厚生労働省が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。

(別表6)施設内療養費基準単価

(単位:千円)

対象事業所・種別		基準単価
高齢者施設等	1 介護老人福祉施設	50 /定員
	2 地域密着型介護老人福祉施設	
	3 介護老人保健施設	
	4 介護医療院	
	5 介護療養型医療施設	
	6 認知症対応型共同生活介護事業所	
	7 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)	
	8 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)	
	9 短期入所生活介護事業所(空床型を除く)、短期入所療養介護事業所(空床型を除く)	

※空床型の短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所については、本体施設の基準単価の範囲内で申請するものとする。

※特別な事情により基準単価を超える必要がある場合については、個別協議を実施し、県が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。